

国立研究開発法人建築研究所契約監視委員会（第12回）の審議概要

1. 開催日及び場所

令和3年5月21日 建築研究所 特別会議室

2. 出席委員

松井 委員長	日本大学 名誉教授
高木 委員	弁護士
小場瀬 委員	筑波大学 名誉教授
古川 委員	国立研究開発法人建築研究所 監事
長沢 委員	国立研究開発法人建築研究所 監事

3. 概要

(1) 令和2年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

令和2年6月に建築研究所が策定・公表した「令和元年度調達等合理化計画」の達成に向けた取組みの自己評価については妥当であると了承された。

(2) 令和2年度に行った契約案件の事後点検について

①新たな随意契約

審議の結果、これらの契約は、真に合理的かつ理論的な理由で競争性のない随意契約となったもので、やむを得ないものと了承された。

②250万円を越える一者応札・応募案件

審議の結果、特に問題はないものと了承された。

(3) 委員からの主な意見

1) 令和2年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

・「一者応札・応募率」については改善されており、取組みの効果が有意の差となって出ているものと思う。引き続き契約審査会において一者応札・応募を改善するための分析・工夫が必要である。

2) 令和2年度に行った契約案件の事後点検について

・落札率の高い業務については、その原因を検討の上何らかの対策を講ずるべき。
・建築研究所として、随意契約や一者応札・応募にならないように取組んでい

ることを、社会的に発信し、複数の業者が入札に参加できる仕組みを構築しておくことは非常に大切である。

- ・ 契約に関する各種取組みに当たっては、随意契約や一者応札・応募を出来るだけ回避することの趣旨を明確にし、関係者に対しその点を丁寧に説明することにより、理解を求める必要がある。

- ・ 建築研究所に備えられた実験装置の重要性に鑑み、それらを有効に利用するため、計画的に点検・更新を実施することが重要である。